

平成21年第9回函館市教育委員会定例会 会議録

- | | | | |
|---|------|---|--|
| 1 | 日 時 | 平成21年9月9日(水) | 午後1時30分 |
| 2 | 場 所 | 教育委員室 | |
| 3 | 出席委員 | 橋田委員長, 小葉松委員, 星野委員, 多賀谷委員 | |
| 4 | 欠席委員 | 河村委員 | |
| 5 | 事務局 | 川越生涯学習部長, 見澤学校教育部長, 小林生涯学習部次長,
岡崎生涯学習部次長, 対馬管理課長 | |
| 6 | 傍聴者 | なし | |
| 7 | 付議事項 | | |
| | 日程第1 | 議案第1号 | 函館市教育委員会の所管に係る函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の制定に関し, 議決を求めることについて |
| | 日程第2 | 議案第2号 | 博物館協議会委員の解任に関し, 議決を求めることについて |
| | | 議案第3号 | 博物館協議会委員の任命に関し, 議決を求めることについて |
| | 日程第3 | 議案第4号 | 旧函館市立弥生小学校の敷地の変更に關し, 議決を求めることについて |
| | | 議案第5号 | 函館市立亀田中学校の敷地の変更に關し, 議決を求めることについて |

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時
- 議事録署名人に, 小葉松委員, 星野委員を選任。
- 日程第1, 議案第1号「函館市教育委員会の所管に係る函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の制定に関し, 議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号「函館市教育委員会の所管に係る函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の制定に関し, 議決を求めることについて」を説明する。
- 本件は, 教育委員会所管の施設に, 10月1日からサービスを開始する予定となっている「公共施設予約システム」を導入するに当たり, 必要となる規程を制定しようとするものであり, 規程の内容については, 既に制定されている「函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を準用するものである。
- 「公共施設予約システム」は, パソコンや携帯電話などの情報通信機器から公共施設の空き状況を確認し, 施設使用の予約を行うことができるシステムである。
- 予約の受付期間については, 施設ごとに異なるが, 利用日の1週間前までは当該システムを利用しての予約を行うことが可能であり, システム上での予約受付時間は, 午前4時30分から深夜12時までとなっている。
- 当該システムを導入することにより, 各施設の営業時間外であっても, 自宅などから空き状況の確認や予約が可能となり, 施設利用者にとって, 利便性の向上が図られるものと考えている。

- なお、教育委員会所管の施設における当該システムの導入予定については、別紙一覧のとおりとなっており、今年度は、体育施設のうち導入可能な10施設に導入し、さらに来年度4月1日からは市民会館ほか2施設に導入する予定となっている。

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 日程第2、議案第2号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第3号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第2号および議案第3号の2件について、順次説明する。
- 議案第2号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」は、推薦団体からの申し出により、現委員、小橋誠郎氏を平成21年9月9日をもって解任しようとするものである。
- 議案第3号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」は、解任委員の後任として、中西英明氏を平成21年9月9日から前任者の残任期間である平成22年2月21日まで任命しようとするものである。なお、参考として次ページに委員の名簿を添付している。

■橋田委員長

- 議案第2号から議案第3号までは、原案のとおり可決する。
- 日程第3、議案第4号「旧函館市立弥生小学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」および議案第5号「函館市立亀田中学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第4号および議案第5号の2件について、順次説明する。
- 議案第4号「旧函館市立弥生小学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」は、旧弥生小学校の敷地の一部について、行政財産としての用途を廃止し、所管を土木部に引き継ぐことに伴い、敷地面積を変更しようとするものである。
- 現在、旧弥生小学校の敷地は、所在地「弥生町」、地番「4番1ほか5筆」、土地面積は11,747.77㎡であるが、このうち土木部に引き継ぐ土地は、11.69㎡と6.94㎡の2カ所で、合計18.63㎡である。従って変更後の敷地は、土地面積11,729.14㎡となる。
- なお、この土地については、6月24日に測量を終えており、土木部に引き継ぐ土地を分筆することに伴い、現在6筆で登記されている敷地を1筆に合筆するものである。
- また、引継ぎ後は道路用地になる予定であり、現在も歩道の一部をなしていることから、所管替えによる教育活動への特段の支障はないものと判断している。
- 議案第5号「函館市立亀田中学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」は、亀田中学校の敷地の一部について、行政財産としての用途を廃止し、所管を財務部と土木部に引き継ぐことに伴い、敷地面積を変更しようとするものである。
- 現在、亀田中学校の敷地は、所在地「美原3丁目」、地番「183番23外12筆」、土地面積は、41,519.05㎡であるが、このうち、財務部に引き継ぐ土地は4,584.11㎡、土木部に引き継ぐ土地は229.78㎡である。従って変更後の敷地は、土地面積36,705.16㎡となる。
- なお、この土地については、8月18日に測量と教職員住宅の解体を終え、現在は更地となっており、所管替えによる教育活動への特段の支障はないものと判断している。
- また、引き継ぎ後は、一部を道路用地および水路用地として活用し、それ以外の部分は、売却する予定であると伺っている。

■橋田委員長

- 議案第4号および議案第5号は、原案のとおり可決する。

■終了宣言

- 午後2時40分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 星 野 立 子

調製者庶務係 山 本 茂 義